

○安芸太田町長期総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 14 日条例第 4 号

改正

平成 20 年 7 月 8 日条例第 29 号

平成 25 年 9 月 11 日条例第 37 号

平成 31 年 3 月 15 日条例第 4 号

安芸太田町長期総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、安芸太田町長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 町が定める総合的かつ長期的な計画に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、町の振興整備に関すること、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 4 名以内
- (2) 町の執行機関としておかれる委員会の委員 3 名以内
- (3) 町の区域内の経済団体を代表する者 5 名以内
- (4) 町の地域団体を代表する者 6 名以内
- (5) 学識経験を有する者 4 名以内
- (6) 町民を代表する者 3 名以内

3 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要があるときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 審議会には、必要に応じて部会を置き、その事務を所掌させることができる。

- 2 部会に所属する委員は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会の中から互選する。
- 4 部会は、あらかじめ定められた事項について審議するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、長期総合計画所管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 8 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 11 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。